平成２７年（フ）第３７８９号
千葉県佐倉市上志津1672―10　ローズタウンＢ棟209
債務者　佐藤　佑子（旧姓後間）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９１５号
東京都小金井市梶野町４丁目16―15―201
債務者　鈴木登美枝
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９６２号
埼玉県狭山市柏原1240―７
債務者　岡野　由賀
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９７４号
東京都墨田区太平２丁目10―11―203
債務者　鈴木　真奈
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９９２号
東京都新宿区戸山２丁目３―202
債務者　金　　聖恩
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０３９号
東京都狛江市猪方１丁目10―７―101
債務者　笠井　景子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０４７号
神奈川県横浜市青葉区もえぎ野12―70　ディアスもえぎ野Ⅱ番館105
債務者　天本健太郎
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６６号
東京都足立区中央本町４丁目16―２―416
債務者　矢田部祐子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０７１号
東京都杉並区井草４丁目５―15　パローマＩＯＧＩ―204
債務者　矢崎　由紀
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０７２号
東京都中野区丸山１丁目６―１―605
債務者　榊原　　翔
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０８１号
東京都墨田区八広４丁目27―６―1001
債務者　伊達あさ枝
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０８３号
東京都墨田区京島１丁目１―２―2402
債務者　北村　智夫
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０８５号
東京都小平市小川西町３丁目13―５―301
債務者　齋藤　大喜
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０８６号
東京都小平市小川西町３丁目13―５―301
債務者　齋藤　美希
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９０号
東京都町田市下小山田町3567―１　都営八幡平アパート１―202
債務者　安齊あゆみ
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０９１号
東京都杉並区下高井戸１丁目８―６―301
債務者　浅田　一美（旧姓脇戸・園田）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部